

平成18年度 山形県個人情報保護運営審議会 会議録

日 時：平成19年2月5日(月) 15:00～

場 所：県庁202会議室

参集者：倉岡委員 金澤委員 寒河江委員

菊地委員 津志田委員

【開 会】

【委員・事務局紹介】

【あいさつ】

総務部長

(要旨)委員の皆様には、個人情報保護条例に基づく個人情報の収集や利用・提供の制限に関する調査審議等に加え、今回から住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する事項についても調査審議いただくことにしているので、よろしくお願ひしたい。

【会長選出等】

委員の互選により、倉岡委員が会長に選出された。

会長が会長職務代理者に金澤委員を指名。

【会長あいさつ】

(要旨)個人情報保護の問題については、過剰反応という面もあるし、一方、きちんと保護しなければプライバシーが守られないという面もある。また、こういう厳しい法制がされたにもかかわらず、いろんなところで情報が流れているという不安危惧がある。

そういう状況を踏まえ、皆様方には個人情報保護制度が円滑に推進できるよう御協力をお願いしたい。委員の皆さんには忌憚のないご意見をお願いしたい。

【事務の説明】

- (1) 審議会の運営について(説明：総務課県民サービス推進室)
- (2) 本人確認情報保護事務について(説明：市町村課)
- (3) 個人情報保護事務について(説明：総務課県民サービス推進室)

【協 議】

- (1) 死者の個人情報に対する開示請求等について(説明：総務課県民サービス推進室)

(発言内容)

倉岡会長 本日はこれが唯一の審議の議題となっております。まず最初に、今の説明に対する質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

金澤委員 第1案と第2案について説明がありましたが、ここで審議をした結果、条例改正等が必要になった場合は、現在施行されている県立病院の取扱いについては、なくなるわけでしょうか。

倉岡会長 その質問をお受けする前にちょっと確認しますが、県側としては条例改正まで考えての問題とお考えでしょうか。それとも運用基準や取扱要領で行っていく考えなのか、各県でも対応が分かっているようですので、本県はどうするのか、お聞かせ願ひします。

事務局 現時点では、条例改正はしないとかそういうのではなく、制度としてどうあるべきかということをご意見いただければ、それに応じた形で検討したいと考えております。検討の結果、親族の一定範囲を認めることが望ましいということになれば、条例改正が必要になるかと思ひますので、そのときは条例を改正することになると考えております。

倉岡会長 そうですか。今回の意見の内容いかんによっては、条例改正の対応も含んでの話ということによ

るしいわけですか。

事務局 そうです。

倉岡会長 では、そのようなことを踏まえて、金澤委員のご質問についてお願いいたします。

事務局 病院では、もともと山形県の個人情報保護制度に明確な基準がなかったということがありまして、必要があるため先行して行っているともいえます。診療情報の提供については、情報を限定したうえで請求できる者の範囲を決めているというものになっています。ですから、こちらが制度的に変わるような条例改正を行い、同じような考え方をするという事になれば、そこは調整して整理していく必要があるかと考えております。

ただ、そうはいっても病院では実質的に患者の世話をしていた人などの場合も必要であるという意見も出てくるかと思われまので、そのときには、そうしたケースについても考慮した対応が必要になってくるのではないかと考えております。

倉岡会長 ほかにご質問はありませんか。

津志田委員 今の病院の取扱いと、行政というか事務的な取扱いと、話を聞いていて情報の種類を分ける必要があるのではないかと感じました。行政だからと、一律的に絞るということは非常に難しい部分があるのかなと思われま。

病院というと、まずカルテを思い出します。医事紛争に関わるものとなった場合に、死亡したから云々ではなくて、そういう状態に陥ったときにそういうものも個人情報としてからんでくるのかなと思ったところでした。

県としては、サービスはいろいろあるわけですが、企業局とか、それぞれの範疇の中で扱う個人情報によっても決め方がちょっと違うのではないのかなと思ったところですが、そのへんをどうお考えでしょうか。

事務局 確かに病院の方は、もともと資料につけているような指針を定めております。病院事業局の担当者に確認したところ、この指針に基づきカルテ等の必要な資料の開示申し出があった場合、閲覧に応じたり、写しの交付をすることになっているわけですが、この制度を使って開示の申し出をする人は実際あまりいないとのことで、実際の現場では、通常の医療関係者と患者との間でいろいろ説明がされており、情報提供はそれでほぼ足りているような話でした。

とはいえ、制度としてはそのように取り扱いを定めているものがあるので、委員がおっしゃったようにサービスの種類によってはいろいろな場合が出てくることが考えられます。そのあたりも含めて考えると、情報を限定した内容の第1案の場合はあまり他に影響が出てこないと考えられますが、第2案になると、県の中でもいろいろ関係する機関があるので、事前に話をして整合性を図る必要があるかと考えております。

倉岡会長 条例ですと、拘束力と言いますか、法的な強制力が発生いたしますので、病院だろうと他の機関も含めて統一的に取り扱わないとおかしいわけですね。今の発言にあるように、病院やその他の機関によって状況が異なるので開示請求者等も分けた方がいいという意見もありましたが、そうすると、条例でそこまで細かく規定するのは果たしてどうなのかなということにもなります。条例を改正する場合、区別する取り扱いでするのはなかなか難しいのではないかと感じます。

具体的にどういう方向に持っていけばいいのか、ざっくりばらんに意見を出していただきたいと思っております。

金澤委員 第1案と第2案を示していただいた中で、それぞれどういう方向に持っていきたいということがほしい整理されているわけですが、折衷案として、第1案と第2案を組み合わせるという可能性はあり得るのでしょうか。

情報の種類によって、例えば第2案だけだと情報の種類が限定的になって問題が生じるとの説明があったようですので、情報の種類によってはこれとこれの場合はこの範囲までというようなそういう考え方はあり得るのでしょうか。

事務局 まだ第1案か第2案いずれかということも決めていないので、そういうことも含めて議論をしていただければと思います。

菊地委員 私は地域の民生委員をしておりますと、地域に身寄りもなく高齢の方で、しかも認知症等の病気を患って亡くなる方がおります。通常は施設にお世話になることが多いと思いますが、ひとりで亡くなってしまうことも考えられます。そうしたときに、誰も、何も分からないまま終わってしまう

のでしょうか。第1案にせよ第2案にせよ、そのあたりはよく分かりませんが、これから現実的にそうした人が増えていくと考えられますので、ちょっとお考えいただければと思います。

倉岡会長 そういたしますと、相続人でもなく、実質的に同居や親族のつながりのない人でも、施設の人とか地域でちょっと関係した方とかが開示請求したい場合が出てくるのではないかということでしょうか。もう少し対象を広く認めないとちょっと…ということでしょうか。

菊地委員 そのまま終わってしまうケースがあると考えたものですから。

倉岡会長 具体的に、どんな場合が考えられるでしょうか。例えば開示請求する人として、どういう方が想定されるでしょうか。

菊地委員 今は福祉事務所関係の方が中心になって葬式などのお世話をしてくれますが、それだけでいいのかなという気がしているところです。でも、誰がその人に何を聞きたいかなども生じないかもしれないし、ただ、これからはそうしたケースが増えていくのではないかと思っています。

倉岡会長 個人情報保護法は生存者の情報を保護しているわけですね。逆に言えば、請求者の範囲を限定的にしているとも言えるわけですが、本県の条例では死者の情報も保護しようという指針になっているので、逆に保護しているから開示をしないということではなくて、限定はあるかもしれませんが、関係者にも開示を認める方向に行くのか、それとも限定する方向に行くのか、難しい問題ですが、どういうふうな視点で進めていくべきかお考えいただきたいと存じます。

開示請求を広く認めていく方向でいいのか、それとも死者なので限定的に取り扱った方がいいのか、実際上の問題から不都合が生じるからできるだけ広く請求権者を認めていった方がいいのか、そのへんいかがでしょうか。

総務部長 個人情報保護法の考え方について説明いたしますと、基本的には個人情報を目的外に使用してはいけないということになっています。行政機関として個人情報を持っていても、請求があったとしても、なかったとしても、本来行政機関が持っている、こういう目的で個人情報を持っているときに、それ以外の目的のために使いたいから見せてくれと言われても、それは見せられないですね。ですから、今ここで死者について誰が請求できるのかという話と、行政機関が持っている個人情報を何のために開示するのかということとはちょっと話が違うことです。ここで今お願いしているのは、死者についての情報を誰が開示請求できるかということで、この開示請求するということは何かということ、それは基本的には自分のことなのですけれども、自分の間違っていた情報を行政機関が持っているとはいけないということで、では、行政ではどんな情報を持っているのですか、それが正しいものであればいいですし、間違っているのであれば直してくださいと、その行政機関が持っている情報を正しく保つための制度なので、個人情報開示請求というものは、ですから、行政機関が持っている死者に関する個人情報というものがあって、それが間違っていたということがあれば、では誰がそれを直してくださいという請求をする利益、権利があるかと、そういう観点で物事を考えていかないと、ここで議論をしようとしていることとずれてきてしまいますので。今言ったことは、ちょっとそれはまた違った観点の話である、むしろ個人情報保護を非常に緊急の場合には本来の目的の他にも使うべきであるとの議論もあって、その使い方は個人情報保護法でも認められているものですが、そういったものと類似のものとして考えられるのかどうか、目的外利用という話であって、本人の開示請求というものとちょっとつながらないと思われるので、御理解いただきたいと思います。

倉岡会長 資料の1ページには国の取り扱いということで、例として、「死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる情報については本人の情報でもあるので請求できる」というような例として記載されております。法律ではそのようになっているようですが、名前が出ていないと開示請求ができないような、こうした考え方になると、相続人の名前が出ていないケースはなかなかないと思われそうですので、そうなるこの考え方ではちょっと狭すぎるのかなという感じもします。

ほかにご意見はありませんでしょうか。

寒河江委員 開示請求する範囲について、部長の話によると、亡くなった方の個人情報について正しいのか、間違っている部分があるからそれを是正するような、そういう関係者しか開示請求できないということになりますが、そうすると、今後予想される開示するケースとして相続した土地の記録があるのかどうかとか、境界画定などの、自分というが遺族や関係者が、死者の個人情報から得ようとい

う、そういう形で情報を利用する場合、それは当然あってしかるべきだと思います。そうした例が今後予想されるケースとして掲載されているわけですが、そういう意味で先ほど菊地委員がおっしゃったことも、いわゆる生きていた人たちがどのように正しい情報を入手していくのか、そうした手段としての開示請求であると思われるので、私もむしろ、個人の人権というかプライバシーの保護も必要ですが、情報を活かしていくべきであると、そうであれば広く解釈してもいいのかなと思うところです。

個人情報をごちゃごちゃガードしてしまって、ガードをしてしまったがゆえにそれを解除することが非常に難しくなっているように思われます。拡大解釈と言いますが、それが非常に一人歩きして、自己矛盾に陥るようなところもあって、今後どのようにして解決していこうかということですから、あまり厳しくするとこうした自己矛盾に陥るといったことがあると思います。

倉岡会長 第1案の情報の種類を限定するということですが、財産に関する情報に限定するということでしょうか。

事務局 そうです。相続財産に関する情報に限定したものをここでは想定しております。

倉岡会長 逆に言えば、一番狭い可能性がありますよね。相続財産であるし、しかも相続人に限定するということですので。

寒河江委員 そうしますと、資料の参考にあるような、生徒の相談記録や事故報告書といったものはそれには入ってこないということになるのでしょうか。

事務局 そのことが慰謝料請求であるとか、そうしたことに絡むものであれば第1案であっても含まれてくると思われますが、そうでないようなものは入ってこないと思われます。

寒河江委員 純粋に事実だけを知りたいというような場合、親の気持ちとかあると思われますが、それだけでは請求しても開示されないということになるわけでしょうか。

事務局 実は事務局においても、どのように定めたらいいのか、正直悩んでいる部分があります。各県の実情を見ても定め方は様々となっています。我々としては、協議していただくためのたたき台的な意味合いで第1案、第2案として案を示しております。第1案でも から までありますけれども、では、これに限ろうとしているのかということもそうでもない。ですから、こういうような情報も死者の情報として開示請求を認めているのではないかというご意見があれば、それも当然協議いただいたうえでその結果に沿った対応を考えていきたいと考えております。ですから、これらの案に絞られた形ではないということでご協議いただければありがたいと思っております。

倉岡会長 情報の種類を限定していく方法というのは、なかなか難しいと思われます。どのような情報があるのかが分からないわけですから。親子であるとか相続人であるとか、あるいは実質的に関係する人とか、請求権者の範囲を決めていく方が・・・

金澤委員 第1案にしても第2案にしても、請求の対象となっている記録の中に、全く無関係な方の記録があれば、その方の情報を保護しなければならないわけですから、そこは省かれなければならないとそう考えていいのでしょうか。第1案でも第2案でも同じであるということでもよろしいのでしょうか。

事務局 そのとおりです。別の情報があってそこは保護すべきだという判断になれば、第1案でも第2案でもその部分は保護されますので、開示の対象からは除かれることとなります。

金澤委員 では、仮にA B Cがいたとして、第2案の場合にはA B Cはいずれも請求権者であるけれども、仮にAが請求する場合にはB Cの情報は除かれると考えてよろしいわけでしょうか。第1案であっても第2案であっても、それは同じでしょうか。要は、Aにとっては、B Cは第三者であるということなので。

事務局 そうです。あくまでも請求のできる人を決めるのであって、その対象となる情報に含まれている第三者の情報の開示というのはまた別の観点で判断いたします。

総務部長 これは本当に難しい問題であると思います。先ほどの話で補足したいところがあるのですが、行政機関が個人情報を集める場合は目的を持って集めるわけで、その目的以外に使ってはいけないというのがまず原則としてあります。情報公開請求された内容に個人情報が含まれている場合、それは当然公開できませんということになります。情報公開請求それ自体はどなたでもできますから、本人のものを含めて出せないものは出せないということになります。本人の情報であっても出せないという対応になります。

一方、自分の情報を行政機関が持っているときに、その情報が間違っていると気持ちが悪いものですので、あるいは誤った対応をされては困るということもありますので、本人の情報について個人情報開示請求がされれば、そこは開示されて情報に誤りがあれば修正していこうということであって、本人にとっては自分の情報なので、本人がその情報をどんな目的で使うかというのは本人のことなので自分で当然知っているわけですから、開示された情報をもって新たに何かに使うということは通常想定されていないものです。

ですから、本来の個人情報の考え方というものは、本人の情報は、当然本人は知っているはずで、行政機関が持っている情報と本人が知っている真正な情報との乖離をなくそうと、そのための本人からの請求を認めようというのが基本的な考え方です。ここで問題となるのは、死者の場合、当然本人はいないわけですから、そこに第三者が出てくるわけですが、では第三者がどういう意図を持って請求するかというときに、第三者にとっては、本来個人情報保護を想定しているのは本人が知っていることが前提となって本人の請求を認めているわけですので、ここで初めて出てくる状況というのが、第三者が開示請求によって新たな情報を得るということになってしまうということです。これについてどう考えるのかというのが、今まさに議論していただいている問題なわけです。純粹に考えると、死者のために間違った情報を正してあげましょうという本来の目的もあるかもしれませんが、そうではなくて、死んでしまって分からなくなってしまったのでその情報を知りたいという話をどこまで考えるのかということで、今は、本来は自分の知らない情報を知りたいというのが情報公開請求であって、これは何人であっても請求できるもので、そこに個人情報が含まれている場合は基本的には出せませんということになります。これが今、やや厳しく適用されているのではないかという議論があるにしても、基本的な考え方は何人でも情報公開請求ができ、その範囲で個人情報については一定の範囲はお答えできませんということになるわけです。

もっとジェネラルに申し上げると、例えば、自分は全くの何人のという立場ではなくて、亡くなった子ないしは亡くなった自分の親という特別な立場にいる場合に、自分の情報ではないけれども、自分がすごく関係している情報についてどれぐらいまで開示を求められるのかという問題についても議論する必要があるかどうかということが、ここで問われている問題であります。ですから、ちょっと法律が想定していたこととは別の次元の話を取り込むことができるのか、そしてそのときはそれは本当に死者の話だけなのか、それとも、もう少し一般的な話になるのか、そのへんをもう少し整理して議論していただかないと、話がごちゃごちゃになってしまうのではないのかなあと思っているところです。

倉岡会長 資料にあるように、岩手県の場合ですが、条例で制定しています。その理由は資料の中に記載されていますが、部長がおっしゃるように、個人情報不適正に取り扱われた場合に遺族の権利利益が侵害されるおそれがあることのほかに、遺族自身が死者の情報を知ることによって正当な利益があるのではないかというような観点から、条例化により広く請求権者を認めたとしているようであります。これが一番広い考え方であると思われまます。

それ以外のところでは、北海道については、財産関係ということで、相続人や社会通念上請求者自身の個人情報と同視できるような場合など限定的になっているようです。

金澤委員 確認したいのですが、第1案というのは、死者の個人情報というのは特に考えなくても、自分の情報と考えられる場合であれば、条例の改正等は特に必要なく実施できるということですか。

事務局 そのとおりです。今の条例の中で、解釈として今の規定の中で読めるということになります。

金澤委員 そして、第2案については、今説明があったように、例えば死者は自らの情報についてタッチできないので、一定の範囲の親族等を信頼して、ある意味そういう方が善意で何とかしてくれるのではないかということで制度としてはある程度枠組みを決めて、今ご説明があった岩手県のような取り扱いになると、そのように考えてよろしいのでしょうか。

事務局 はい、そのとおりです。親族の場合は、相続権者であるということも含まれると考えられますので、そういう意味で親族の権利利益のような、自分の利益を侵害されるということで正しい情報を知る必要があるということで、一定の範囲まで認めていこうというものです。

金澤委員 この問題については今日中に決めなければなりませんでしょうか。

事務局 いえ、もう少し時間をかけて議論が必要だということであれば、また次回開催させていただきたいと思えます。

倉岡会長 ただ、次回くらいには結論を出す必要があるということでしょうか。
事務局 そうですね、次回あたりには方針を決めていただきたいと考えております。
総務部長 金澤委員の話の中で、おそらく案の1でも、 の場合では条例改正が必要になってくると思われ
ます。

金澤委員 案の1で、 を取り込んだ案になれば条例改正が必要になるということですね。分かりました。
倉岡会長 それでは、今回は初めての協議でしたので、次回、また続行したいと思います。
事務局 それでは、次回日程を調整させていただきます。

(. 協議の末、次回は5月14日(月)午後1時30分に決定。)

倉岡会長 これもちまして、本日の会議を終了いたします。
事務局 ありがとうございました。

【終了】 16時50分

